政　令

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十八号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九　特定在留カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等をいう。）の交付の申請、作成、交付及び返納に伴う市町村長（特別区の区長を含む。）及び地方公共団体情報システム機構に対する通知並びに申請書及び届出書の送付に関すること。

附　則

この政令は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百七十九号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第十一条の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第一条第七号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百八十号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第一号イ及び第八項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十条第七項中「第五十一条の二第一項第二号」の下に「及び第二項第二号」を加える。

第五十一条の二第二項第二号中「いう。」の下に「以下この号及び」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は人工知能関連技術を活用して同項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発若しくは先端的な電子計算機に係る技術の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年五月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗